

令和 4 年 12 月 5 日  
危機管理課

議事堂地下駐車場の、ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設（緊急一時避難施設）としての指定

## 1 国民保護法での規定（避難施設の指定）

・「都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。」

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第148条）

## 2 国の方針

### （1）国民の保護に関する基本指針

・『国民の保護に関する基本指針』\*において、「爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。」とされています。（緊急一時避難施設）

※国民保護法第 32 条に基づき政府が策定

平成 29 年 12 月に一部が変更され、それまで都市部において必要に応じて地下施設を指定するとされていたところ、「都市部に限らず地下施設を指定するよう配慮する」ことが明記

### （2）消防庁からの協力依頼（令和 4 年 10 月）

・令和 4 年 10 月に消防庁から「地下街や地下駅舎の存在しない地域もある中、地下駐車場の指定を進めることが、地域住民の安心・安全の確保の観点から重要」と指定の協力依頼がありました。

## 3 地下避難施設の指定状況（参考）

- ・国道や県道の地下通路を中心に 60 施設を指定
- ・地下駐車場は四日市市内のくすの木パーキング（国及び民間の共管）を指定